

名称	豊国西地区土地利用計画			
区域	位置	飾東町豊国の一部	面積	23.2 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>緑豊かでのどかな自然や利便性が高く静かな住環境の中で大人から子どもまで楽しく安心して暮らせるまち 豊国西</p> <p>豊国西地区は皿池や西ノ前中池などがあり、自然に囲まれています。地区内には国道 372 号が通り、また、播但連絡道路の花田 IC が近くにあり利便性が高い地区です。そして、近くに小学校や幼稚園があり、子育てしやすく、静かな住環境がみられる地区です。住民同士の日常的なつながりを大切にしながら、大人から子どもまで楽しく安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>			
基本方針	<p>1. 自然や歴史などの地域の魅力を守り、活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皿池や西ノ前中池などの自然や天満宮などの歴史の保全と活用を目指します。 <p>2. 安心して快適に暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の実施や、ため池や水路、田畑、空き家などを適切に管理し、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。 <p>3. 住民同士の日常的なつながりを大切にしままちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶や見守り、助け合い、共同活動など住民同士の日常的なつながりを大切にします。 			
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（昭和 62 年） <small>（地区内の自治会ごとの世帯数の比率から最大人口を算出し、計画人口としている。）</small>	268	人
	集落区域の上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 <small>（計画人口÷世帯当たり人口[2.37人/戸]÷戸数密度[10戸/ha]）</small>	11.3	ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		（保全区域）	2.5 ha
	・天満宮、寺（願正寺）、ため池（皿池、西ノ前中池）、国有林、豊国公園、墓地は保全区域とします。			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（森林区域）	1.9 ha
	・皿池の北側の森林地は森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		（農業区域）	4.3 ha
	・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、一体的な農地については農業区域とします。			
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		（集落区域）	9.6 ha
・既存集落について良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地については、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう集落区域とします。				
オ その他区域		（その他区域）	4.9 ha	
・道路用地や消防団の車庫、太陽光発電施設用地等の供給処理施設、既存の集落から離れた空き地や倉庫等はその他区域とします。				

取 組 み	守る	<p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区南部に広がる一体的な農地については、適切な管理、保全を目指します。 ・景観を阻害する工作物を設置しないよう努めます。 <p>【伝統・文化の継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏・秋祭り、とんどなどの伝統行事の継承を目指します。 <p>【コミュニティの維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶、子どもや高齢者の見守り、助け合い、共同活動など、住民同士の日常的なつながりを大切にします。
	改善する ・創る	<p>【安心して暮らせる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の維持管理、災害備蓄品の確認をはじめとした防災対策や、防犯カメラの整備など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【自然環境、景観の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内（ため池や水路など）の草刈りや清掃を行い、景観の向上に努めます。 ・空き家や荒地の適切な管理を行うよう、所有者への啓発に努めます。 <p>【農業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者へ農地の貸し出しを行うなど、休耕地の活用に取り組みます。 <p>【コミュニティの活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な声掛けや夏・秋祭り、とんどなどを盛り上げ、地域の一体感の向上に取り組みます。
	活かす	<p>【地域資源の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天満宮は、地域の貴重な歴史文化として管理保全します。 ・天満宮や皿池からの見晴らしを守るため、草刈りや清掃、景観を阻害する工作物を設置しないようにするなど景観の維持・保全を図ります。
備 考	まちづく りの ルール	<p>【まちづくり協定】</p> <p>豊国西地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、豊国西地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】</p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】</p> <p>豊国西地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>